

「現場技術業務委託共通仕様書」新旧対照表

改 定	現 行	備考
<p>現場技術業務委託共通仕様書</p> <p>(省略)</p> <p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">1 総 則</p> <p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">目 次</p> <p>1-1 適用 3</p> <p>1-2 用語の定義 3</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務 5</p> <p>1-4 業務の着手 5</p> <p>1-5 設計図書の支給及び点検 5</p> <p>1-6 業務担当員 6</p> <p>1-7 管理技術者 6</p> <p>1-8 担当技術者 6</p> <p>1-9 業務指示連絡等の系統 7</p> <p>1-10 提出書類 8</p> <p>1-11 打合せ等 8</p> <p>1-12 支給材料 8</p> <p>1-13 現場技術業務計画書 9</p> <p>1-14 資料等の貸与及び返却 9</p> <p>1-15 土地への立入り等 9</p> <p>1-16 成果品の提出 10</p> <p>1-17 関係法令及び条例の遵守 10</p> <p>1-18 検 査 10</p> <p>1-19 条件変更 10</p> <p>1-20 契約変更 10</p> <p>1-21 委託期間の変更 11</p> <p>1-22 一時中止 11</p> <p>1-23 委託者の賠償責任 11</p> <p>1-24 受託者の賠償責任 11</p> <p>1-25 部分使用 12</p> <p>1-26 守秘義務 12</p> <p>1-27 現場管理と安全の確保 12</p> <p>1-28 使用単位 13</p> <p>1-29 臨機の措置 13</p> <p>1-30 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 14</p> <p>1-31 個人情報の取扱い 14</p> <p>1-32 行政情報流出防止対策の強化 15</p> <p>1-33 積算システムの運用 16</p>	<p>現場技術業務委託共通仕様書</p> <p>(省略)</p> <p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">1 総 則</p> <p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">目 次</p> <p>1-1 適用 3</p> <p>1-2 用語の定義 3</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務 5</p> <p>1-4 業務の着手 5</p> <p>1-5 設計図書の手配及び点検 5</p> <p>1-6 業務担当員 6</p> <p>1-7 管理技術者 6</p> <p>1-8 担当技術者 6</p> <p>1-9 業務指示連絡等の系統 7</p> <p>1-10 提出書類 7</p> <p>1-11 打合せ等 8</p> <p>1-12 支給材料 8</p> <p>1-13 現場技術業務計画書 9</p> <p>1-14 資料等の貸与及び返却 9</p> <p>1-15 土地への立入り等 9</p> <p>1-16 成果品の提出 10</p> <p>1-17 関係法令及び条例の遵守 10</p> <p>1-18 検 査 10</p> <p>1-19 条件変更 10</p> <p>1-20 契約変更 10</p> <p>1-21 委託期間の変更 11</p> <p>1-22 一時中止 11</p> <p>1-23 委託者の賠償責任 11</p> <p>1-24 受託者の賠償責任 11</p> <p>1-25 部分使用 12</p> <p>1-26 守秘義務 12</p> <p>1-27 現場管理と安全の確保 12</p> <p>1-28 使用単位 13</p> <p>1-29 臨機の措置 13</p> <p>1-30 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 14</p> <p>1-31 個人情報の取扱い 14</p> <p>1-32 行政情報流出防止対策の強化 15</p>	<p>(変更)</p>

「現場技術業務委託共通仕様書」新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">1 総 則</p> <p style="font-weight: bold;">1-2 用語の定義</p> <p>(省略)</p> <p>34. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で委託者が承諾した者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一級土木施工管理技士の資格保有者 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者 <li style="color: red;">(5) 建設コンサルタント等業務の実務経験及び技術的行政経験を合わせて20年以上有する者。 	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">1 総 則</p> <p style="font-weight: bold;">1-2 用語の定義</p> <p>(省略)</p> <p>34. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で委託者が承諾した者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一級土木施工管理技士の資格保有者 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者 <p style="color: red; text-align: center;">~~~~~</p> <p style="color: red; text-align: center;">~~~~~</p>	<p>(追加)</p>